

議会議案第1号

農林水産業用軽油に係る軽油引取税の課税免除措置の
継続を求める意見書

我が国の農林水産業は、国民に食料を安定的に供給するとともに、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源など素晴らしい潜在力を有している。特に本県では、世界農業遺産として国際的に評価された能登の里山里海を始め、県土の約6割が里山であり、また、人の暮らしと深いつながりを持つ里海も至るところに存在しており、農林水産業は、地域経済を担う重要な産業であることはもとより、豊かな里山里海を未来に継承していく上でも重要な役割を担っている。

しかしながら、近年の農林水産業を取り巻く状況は、米価、木材価格、魚価の低迷や担い手の高齢化、燃油価格の高騰など厳しい経営状況に置かれている。

このような中、軽油引取税については、平成21年度の税制改正により、道路特定財源としての目的税から普通税に変更された際にも課税免除の特例措置が認められ、現在の適用期間は平成27年3月末までとなっている。

この課税免除措置は、農林業における作業用機械や漁船に活用されるなど県内農林水産業の経営安定、収益向上に大きく貢献してきたところであり、この特例措置が廃止されれば、農林漁業者は一層の負担増を強いられることになり、経営の縮小のみならず廃業へと追い込まれかねない。

よって、国におかれては、地域経済を支える農林水産業の衰退を招くことのないよう、農林水産業用軽油に係る軽油引取税の課税免除措置を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
農林水産大臣		
内閣官房長官		

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標を掲げ、「女性活躍担当相」を新設した。

また、臨時国会には「女性の活躍推進法案」を提出し、その取り組みの推進を「国や地方自治体の責務」と位置付け、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとした。その上で、国や地方自治体に加え従業員が300人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について状況把握・分析し、改善すべき事項等に関しての数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務付けることとした。加えて、国は公共工事の実施や物品の調達などに当たって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしている。

今後、我が国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取り組みを確実に進めつつ、一層加速化していかなければならない。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
 - 2 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
 - 3 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講ずること。
 - 4 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティー・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること。
 - 5 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
 - 6 「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
女性活躍担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第3号

米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、25年産米の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、米価の下落が危惧されている。先に発表のあった全国の26年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、農業経営への影響は避けられない。

よって、国におかれては、米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組まれるよう強く望むとともに、担い手の経営安定や、国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る上で必要な対策として、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、26年産の発動に備え十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。
- 2 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営ができるよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。
- 3 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また、「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。
- 4 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図るとともに、本格的な輸出促進対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

地域の中小企業振興策を求める意見書

本年の円相場は、1ドル=100円前後で推移してきたが、8月以降急速に円安が進行し、12月4日には一時120円台と約7年4カ月ぶりの水準を記録した。

このところの過度な円安によって、多くを輸入に頼るエネルギー、資源、食料品など幅広い分野で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化するなど深刻な影響が懸念されている。

生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸収できる大企業と違い、中小企業の多くの経営現場は国内が中心である。そのような中小企業の強固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が守られていると言える。また、中小企業はコスト増を販売価格に転嫁することが難しいことから、利益を削らざるを得ず、企業努力の範疇を超えた厳しい事業環境に陥っていると考えられる。

このような過度な円安状況に対しては、政府・日銀が協調して為替の安定に努めることが重要であるとともに、政府・与党が目指す地方創生を進めるためには、地域経済と雇用を支えている中小企業の活性化策や振興策が欠かせない。

よって、国におかれては、地域の中小企業を守る下記の振興策を強力に推進するよう強く要望する。

記

- 1 中小・小規模事業者が持つ技術・アイデアを製品化し、販路開拓まで一貫支援するため、地域の公設試験場等と連携した研究開発、中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓など、切れ目の無い支援体制を構築すること。
 - 2 中小企業需要創生法によって、地域産業資源を活用した事業活動を支援するため、消費者ニーズに沿った「ふるさと名物」の開発・販路開拓支援を通し、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル構築に向けた積極的な支援を展開すること。
 - 3 地域の中小企業と人材をマッチングさせる地域人材バンクの創設など人手不足の抜本的解消のための対策を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	